

職域における健康づくりについて

労働基準局安全衛生部

労働安全衛生行政の実施体制

(国)

厚生労働省（安全衛生部）

労働安全衛生法令の企画・立案や、産業保健活動の推進などを
行っている。

(国)

都道府県労働局（47か所）

労働安全衛生法令に基づく指導計画の策定や、産業保健制度の運用などを行っている。

(国)

労働基準監督署（325か所）

労働安全衛生法令に基づき、事業場に対して、指導・周知などを行っている。

(独) 労働者健康安全機構

産業保健活動の支援、勤労者医療の推進、労働安全衛生分野の調査・研究、福祉事業を行っている。

都道府県産業保健総合支援センター（47か所）

産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などに対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っている。

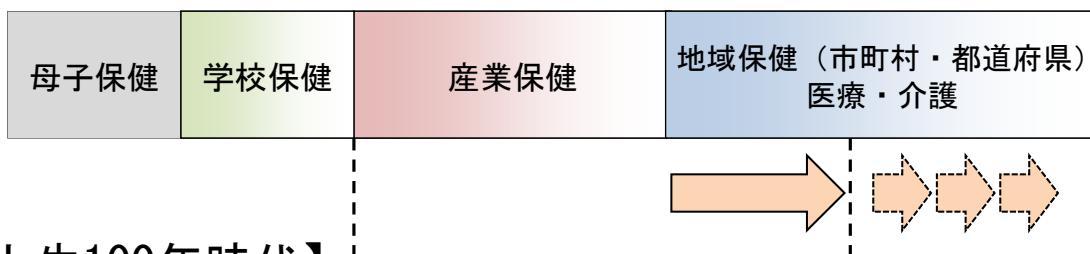
地域産業保健センター（350か所）

労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供している。

人生の各段階における主な健康管理のイメージ

(22歳に就職して65歳に退社する労働者の場合)

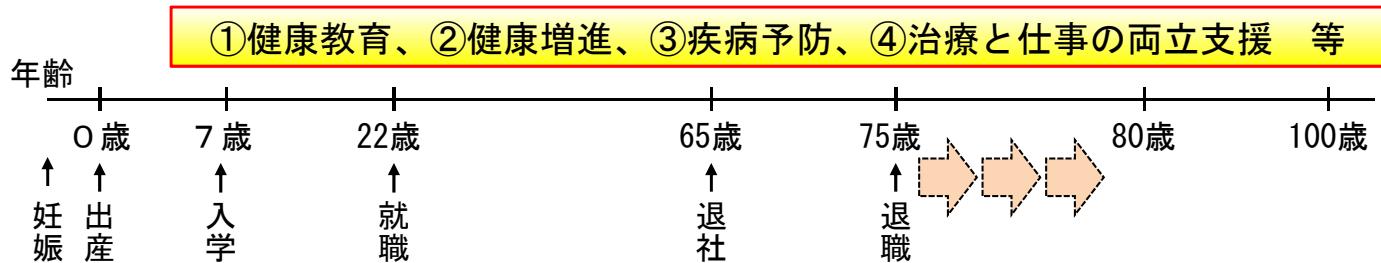
【現在】



【人生100年時代】



産業保健活動の拡大



産業保健活動の例

①健康教育

- ・安全衛生教育

②健康増進

- ・職場における受動喫煙防止対策
- ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針

③疾病予防

- ・健康診断
- ・メンタルヘルス対策

④治療と仕事の両立支援

- ・地域両立支援推進チーム

①健康教育（安全衛生教育）

雇入れ時教育

【労働安全衛生法第59条第1項】

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

【教育事項】

一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。	五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。	六 整理、整頓とん 及び清潔の保持に関すること。
三 作業手順に関すること。	七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
四 作業開始時の点検に関すること。	八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

作業内容変更時教育

【労働安全衛生法第59条第2項】

前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

特別教育

【労働安全衛生法第59条第3項】

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

②健康増進（職場における受動喫煙防止対策）

受動喫煙の防止

【労働安全衛生法第68条の2第1項】

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

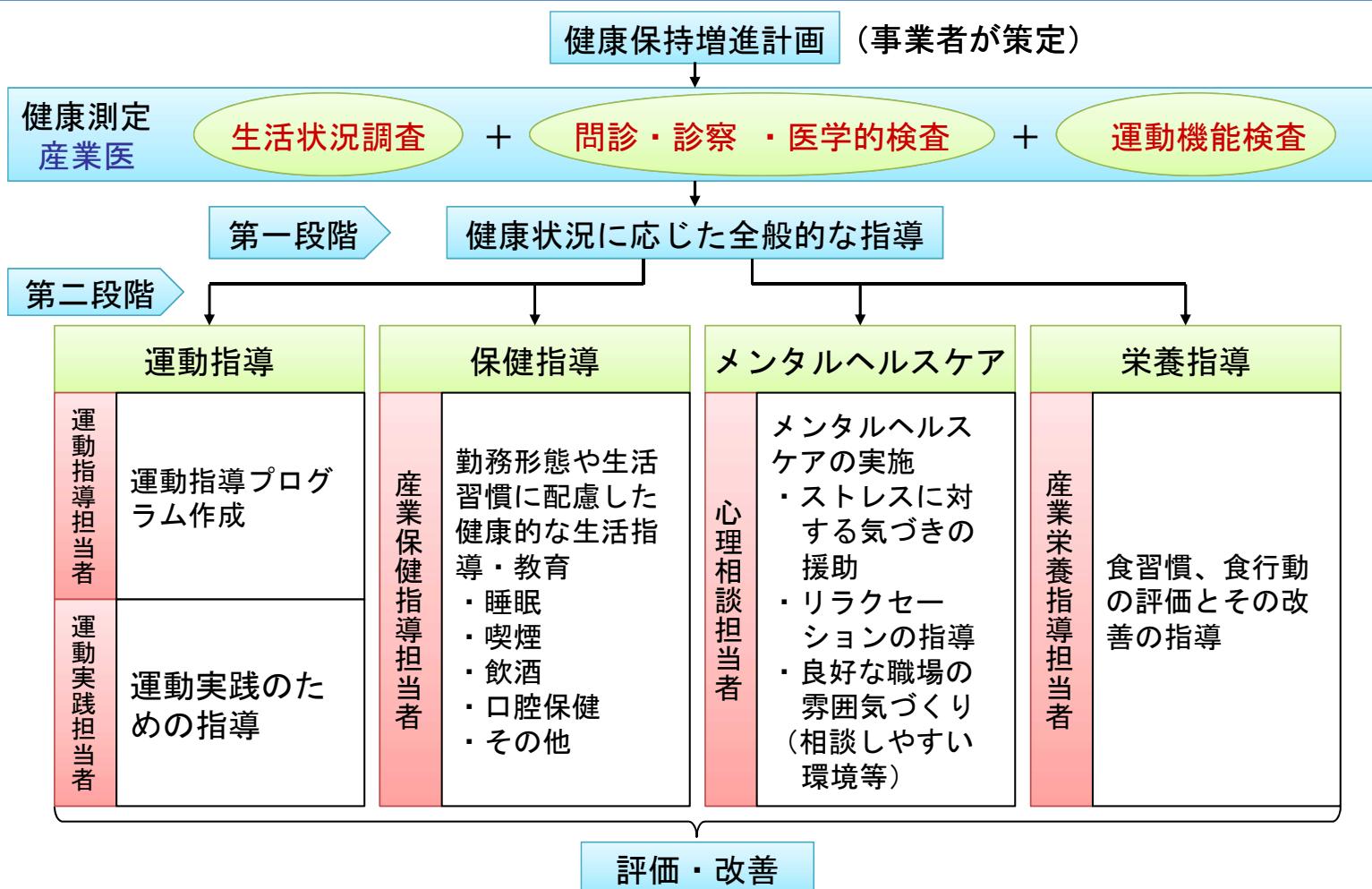
第71条第1項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

国の援助

【労働安全衛生法第71条第1項】

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

②健康増進（事業場における労働者の健康保持増進のための指針）



②健康増進（事業場における労働者の健康保持増進のための指針）

第13次労働災害防止計画（平成30年2月）において、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、広く国民のスポーツへの関心が高まるることを踏まえ、スポーツ庁と連携して、スポーツ基本計画（平成29年3月24日）と連動した**事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）の見直しを検討するなど、運動実践を通じた労働者の健康増進を推進する。』と明記されており、本指針の見直しに取り組むこととしている。**



2019年度に本指針の見直しに向けた検討会を設置

（1）見直しの方向性

- ・高齢労働者が増加することを踏まえた、若い頃からの健康づくり活動の充実・強化の必要性及びその具体的な取り組み
- ・「スポーツ基本計画」と連動した、事業場における運動実践を通じた労働者の健康増進の取組の推進
- ・事業場における健康づくり活動が促進される実施体制、また、外部専門機関や**地域保健との連携を踏まえた実施体制づくり**

（2）当面スケジュール（案）：2019年度末までに改正予定

（3）参集者：調整中

③疾病予防（健康診断）

一般健康診断

【労働安全衛生法第66条第1項・第2項】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

【健康診断項目】

一 既往歴及び業務歴の調査	七 肝機能検査
二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	八 血中脂質検査
三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	九 血糖検査
四 胸部エックス線検査及び喀痰検査	十 尿検査
五 血圧の測定	十一 心電図検査
六 貧血検査	

※ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第3項の規定により、事業者は保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供しなければならない。

特殊健康診断

【労働安全衛生法第66条第2項】

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

③疾病予防（メンタルヘルス対策）

メンタルヘルス指針

労働安全衛生法に基づき厚生労働大臣が公表する指針
(H18策定・H27改正)

事業場内の体制整備

- ・衛生委員会等での調査審議
 - ・心の健康づくり計画の策定
 - ・担当者の選任
 - ・教育研修の実施
 - ・ストレスチェックの実施
 - ・職場環境の把握と改善 等
- ・セルフケア
 - ・ラインによるケア
 - ・産業保健スタッフによるケア
 - ・外部機関によるケア

ストレスチェック制度

改正労働安全衛生法により創設（H27.12施行）

- 年1回のストレスチェックの実施及び高ストレス者への面接指導（義務）※ 労働者数50人以上の事業場が対象
- 結果の集団分析・職場環境改善（努力義務）



労働局・労働基準監督署による指導

- ストレスチェック制度の実施徹底、メンタルヘルス対策の取組促進について指導

事業場の取組を支援する施策

都道府県産業保健総合支援センターにおける事業場の取組に対する支援

- メンタルヘルス対策の専門家を配置し、以下の支援を実施
 - ・事業者、産業医等の産業保健スタッフ等に対する専門的研修
 - ・個別訪問による管理監督者、若年労働者に対するメンタルヘルス教育
 - ・関係者からの専門的相談対応
 - ・「職場復帰支援の手引き」に基づく取組の支援
- 産業医、保健師等による訪問支援（高ストレス者の面接指導、健康相談等）

事業場のメンタルヘルス対策の取組への助成金

- ストレスチェック・職場環境改善の実施
- メンタルヘルス対策の計画作成

「こころの耳」
で検索

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- 労働者のメンタルヘルス相談窓口（メール・電話）の設置
- ストレスチェック実施プログラムの提供
- メンタルヘルス対策に関する総合的な情報提供

④治療と仕事の両立支援（地域両立支援推進チーム）

働き方改革実行計画等に基づく労働局での取組

地域における治療と仕事の両立支援の取組を効果的に推進するため、各都道府県労働局に「地域両立支援推進チーム」を設置。地域における関係者がネットワークを構築し、互いの取組の連携を図ることを目的に活動を進めている。

地域両立支援推進チーム

チーム構成機関等

- 都道府県労働局（事務局）
- 都道府県医師会
- 都道府県（疾病（がん、難病、脳卒中等）所管部局、地域保健施策所管部局等）
- 保健所
- 地域の医療機関（がん等診療連携拠点病院等）
- 使用者団体の推薦者（企業）
- 産業保健総合支援センター・労災病院
- 労働組合の推薦者
- 労働組合の推薦者
- 両立支援の対象疾患に関する支援者（難病相談支援員、肝炎医療コーディネーター等）
- その他、両立支援に取り組む企業、地元大学の有識者 等

協議内容（抜粋）

(1) チームの連携に関する協議

- 産業保健総合支援センターと公共職業安定所の連携に関すること
- 地域保健施策の連携強化に関すること
- 地域・職域連携推進協議会との連携に関すること

(2) 各構成員または各構成員の属する機関等の両立支援に係る取組状況の共有

- 都道府県による医療計画やがん対策推進計画等各種計画の取組報告等

(3) 地域における一般国民、企業等の理解促進のためのイベント開催の検討 他